

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年12月まで  
申立期間の国民年金保険料については、妻か私が夫婦二人分の保険料を一緒に銀行で納付していたので、確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、妻の保険料と一緒に納付したはずである。」と主張しているものの、当該期間の保険料は、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）では申請免除期間となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料が申請免除期間となっていることは知らなかった。」と供述しているものの、免除の承認は本人又は家族の申請に基づき行われるものであることから、申請が無いにもかかわらず、市町村が申立期間を含む4年間にわたって保険料を免除することは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る妻の国民年金保険料納入通知書兼領収証書を所持しているものの、その妻は死亡しており、当時の国民年金保険料の納付状況について供述を得ることはできない上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧であり、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 青森厚生年金 事案 796 (事案 59 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 6 月から同年 12 月まで

申立期間について、継続して A 社の B 業務に勤務をしていたので、厚生年金保険に加入しているはずである。今回、以下の 2 点について追加をするので、再調査をお願いしたい。新たな元同僚を思い出したこと及び、申立期間当時、C 市の D 社で死者が出た火災が発生し、出動した記憶があり、同市消防本部に確認したところ、火災があったことが確認できたこと。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 当時の E 事務所が作成し、現在 F 機構 G 支部が管理している喪失者名簿により、申立人が A 社 B 業務に勤務していたことは推認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無いこと、ii) H 社 I 営業所 J 事務所 (現在は、K 社が事業継承。) の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿のうち、昭和 23 年 6 月 1 日から同年 11 月までについて、申立人の生年月日及び性別に該当するものは見当たらないこと、iii) 当該事業所は関係資料を保管しておらず、当時の実情を知る担当者もいないため、申立人の勤務期間等について明らかにすることができないこと、iv) 申立人が名前を挙げている同僚のうち二人は E 事務所の厚生年金保険記号番号払出簿において記録が確認できるものの、既に死亡しており、申立人の勤務期間について証言を得ることができないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は新たに、元同僚一人を思い出したこと及び、申立期間当時、C市のD社で死者が出た火災が発生し、出動した記憶があり、同市消防本部に確認したところ、火災の事実が確認できたことの2点を挙げているものの、申立人は、当該元同僚について、姓のみの記憶であるため、個人を特定することができない上、H社I営業所J事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同姓の者は確認できたが、同人は既に死亡しており供述を得ることができなかった。

また、申立期間当時、C市のD社で火災があったかについて、同市消防本部に確認したところ、「昭和23年\*月\*日に火災があったことは確認できるが、申立人の出動記録までは確認ができない。」と回答しており、当該事実からは、年金記録の訂正につながる新たな関連資料及び周辺事情があるとは認められないこと、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。